

○仙北市市民読書条例

平成 23 年 6 月 28 日 条例第 21 号

仙北市市民読書条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市民の読書に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、市民の読書を促進するための措置に関する基本的な事項を定めることにより、心豊かな人々の多い元気なまち仙北市を目指すことを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 読書とは子どもにあっては、生活に必要な日本語を正しく理解し、表現力を高め、創造力を豊かにし、多様な人生を間接的に体験できるものであるとともに、自ら学ぶことを通して得た知識を学習の場で活用することにも寄与するものである。大人にあっては、知識や教養を高め、人生をより良く生きるための指針を得るものである。このような認識の下に、市民がより一層の読書を行うことができるよう、市はそのための施策を講じなければならない。

(市の責務)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 市立図書館等の蔵書の充実及び情報の提供に関すること。
- (2) 市立図書館、小中学校図書館、公民館等の相互の資料の活用を図るためのネットワーク化の構築に関すること。
- (3) 児童生徒の読書の促進及び学習支援の推進に関すること。
- (4) その他市民の読書の促進に必要な事業

(財政上の措置)

第 4 条 市は、市民の読書の促進に関する事業を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。